

平成 18 年 5 月 10 日

○法的三段論法

「裁判は、具体的事実を小前提とし、法規を大前提とする三段論法により、権利ないし法律関係の存否を確定することによってなされる。したがって、具体的に適正妥当な裁判をするためには、適正妥当な事実認定と法律関係が必要であることはいうまでもない。」（後藤勇『民事裁判における経験則－その実証的研究』（1990年、判例タイムズ社）1頁）

○動機の錯誤

・「意思表示をなすについての動機の錯誤は、表意者が当該意思表示の内容として、これを相手方に表示した場合でない限り、法律要素の錯誤とはならないものと解するを相当とする。」（最高裁昭和29年11月26日第二小法廷判決・民集8巻11号2087頁）

・「動機の錯誤が、法律行為の無効を来すためには、その動機が明示又は黙示に法律行為の内容とされていて、若し、錯誤がなかったならば、表意者は、その意思表示をしなかったであろうと認められる場合でなければならない。従って、動機が表示されていても、意思解釈上、動機が法律行為の内容とされていないと認められる場合には、動機に存する錯誤は、法律行為を無効ならしめるものではない。」（最高裁昭和37年12月25日）

・「民法95条によって法律行為が無効となる錯誤は、法律行為の要素の錯誤であり、ここに要素に錯誤があるとは、意思表示の内容の重要な部分に錯誤が存するときをいうものと解されている。そして、意思表示を為す動機に錯誤があったにすぎないときであっても、右の動機が意思表示を為すに当たって表示されたならば、意思表示の内容となり、要素の錯誤の問題となり得ることは判例の認めるところであり…」（『最高裁判所判例解説 民事篇 昭和34年度』（法曹会）60頁）

○黙示の合意

「原告は、平成○年○月○日ころから被告所有の本件土地を使用しているが、被告は、そのころからこれを知りながら、その後平成○年○月○日ころまで一度も明渡しや使用の対価を請求したことがなく、遅くともそのころには原被告間に黙示の合意によって使用貸借契約が成立した。」（『9訂民事判決起案の手引』（法曹会）p45）

